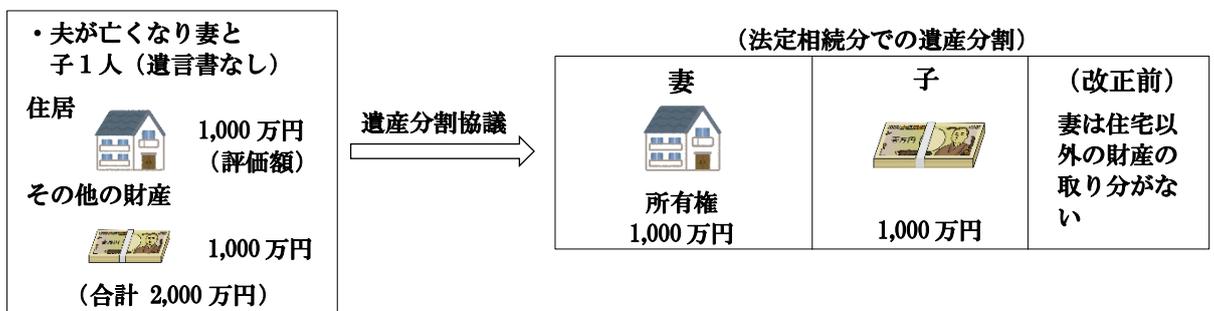


配偶者居住権とは？

Q 主人が亡くなりました。夫の遺産は自宅（1,000万円相当）預金（1,000万円）です。私は今まで通り自宅に住みたいのですが、遺産の2分の1にあたる預金は長男に渡す必要がありますか？

A 遺言書がなかった場合は相続人（奥様と長男）での遺産分割協議が必要です。この分割協議で奥様が全ての遺産を相続することができます。しかし、長男が法律通りの割合で遺産分けを要求されれば、奥様と長男の相続分は各々2分の1なので、奥様が自宅の所有権を望まれますと遺産分割は次のようになります。

▶ 相続法改正前の遺産分割（令和2年3月31日までの相続等）

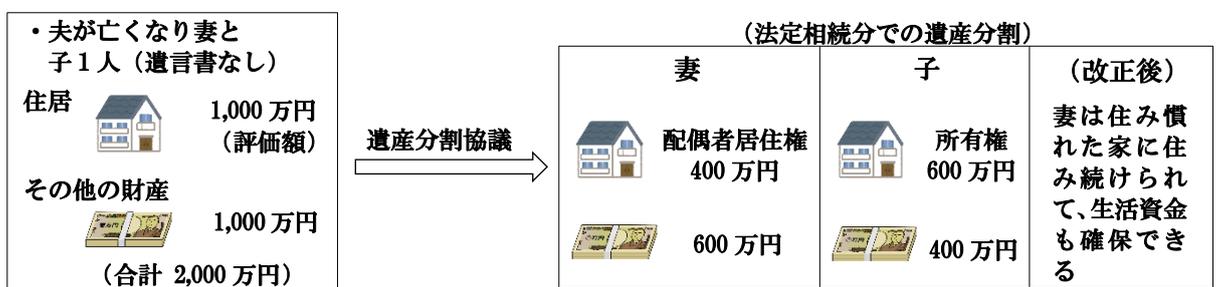


- ▶ 配偶者居住権の新設（持ち家を所有権と居住権に分けて後者の権利が新設されました）
相続法の改正により、被相続人（ご主人）の亡きあと、被相続人の持ち家に住んでいる配偶者（奥様）の居住を保護するため「配偶者居住権」と「配偶者短期居住権」が新設されました。
※ 今まで通り土地及び建物の所有権を奥様が相続して、配偶者居住権を設定しないこともできます。

● 配偶者居住権とは？

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、令和2年4月1日以降の相続等から終身または一定期間無償で使用を続ける権利が新設されました。

▶ 相続法改正後の遺産分割（令和2年4月1日以降の相続等）



- ※ 1. 配偶者居住権を設定しないで土地及び建物を相続すれば相続した人が自由に売買することができます。居住権は原則として売買できません。よって新設された配偶者居住権の設定がベストではありません。
2. 配偶者居住権、所有権は仮定の金額で計算しています（計算方法には別の定めがあります）。

（ワンポイントアドバイス） 配偶者居住権の設定は慎重に！